

船舶事故調査報告書

平成29年10月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月19日 08時50分ごろ
発生場所	大分県臼杵市黒島東方沖 佐志生港尾本A防波堤灯台から真方位091° 1.6海里付近 (概位 北緯33° 10.5′ 東経131° 51.9′)
事故の概要	漁船優丸は、北東進中、また、プレジャーボートKAORI IIは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年2月9日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 優丸、3.43トン OT3-43267（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート KAORI II、2.8トン 294-18430大分、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に破口等 B 右舷船首部外板に破口等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向けて北東進中、船長Aが左舷船尾で小用を足していたところ、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣りをを行いながら漂流中、船長Bが、船首方から接近するA船を認めた際、これまで航行中の他船が漂流中の自船を避けており、A船が漂流中のB船を避けるものと思って漂流を続けていたところ、A船が針路を変えずに接近してくるので、A船に対して手を振りながら大声を出したものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船長Aが、左舷船尾で小用を足していて見張りを行っていなかったことから、前路で漂流中のB船に気付かずに航行を続け、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、船長Bが、船首方から接近するA船を認めた際、A船が漂流中のB船を避けて航行するものと思い、衝突を避けるための動作をとらなかったことから、A船と衝突したものと考えられる。 船長Bは、これまで航行中の他船が漂流中の自船を避けていたことから、A船が漂流中のB船を避けて航行すると思ったものと考えられ

	る。
原因	本事故は、A船が北東進中、B船が漂流中、船長Aが見張りを行っておらず、また、船長Bが衝突を避けるための動作をとらなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 漂流中に自船に向けて接近する他船を認めた場合、適切な時機に衝突を避けるための措置を講じること。